

公益財団法人こども財団
女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員一人ひとりが、仕事と生活の調和を図り、最大限にその能力を發揮し活躍できる働きやすい職場環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日

2 目標と取組内容・実施時期

<目標1> (職業生活に関する機会の提供に関する目標) 係長級以上の女性職員の人数を2人以上とする。	
2025年4月～ 2027年4月～ 2029年4月～	問題点や改善点の有無について各担当で検討 改善のための取組を検討 改善策を実施
<目標2> (職業生活と家庭生活との両立に関する目標) 職員一人当たりの年次有給休暇取得率70%以上を維持する	
2025年4月～ 2027年4月～ 2029年4月～	年次有給休暇の取得状況を把握し、現状を分析 問題点や改善点を検討し、取得促進のための取組を立案 各担当で取得計画を策定し、取組を開始
<目標3> (次世代育成支援対策推進法に基づく数値目標①) 計画期間内に育児目的休暇を利用する男性労働者を1人以上とする。	
2025年4月～ 2027年4月～ 2029年4月～	育児目的休暇制度の整備 制度に関するパンフレットの作成、配布 制度の全職員への周知
<目標4> (次世代育成支援対策推進法に基づく数値目標②) 計画期間終了まで、全職員一人当たりの残業時間月10時間以下に維持する。	
2025年4月～ 2027年4月～ 2029年4月～	所定外労働の現状を把握 問題点や改善策を検討し、改善のための取組を立案 各担当で改善計画を策定し、取組を開始